

議案第 13 号

阿見町都市計画税条例の一部改正について

阿見町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町都市計画税条例の一部を改正する条例

阿見町都市計画税条例(昭和56年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第7条第3項」を「第7条第1項」に改め、「調整区域」の次に「(以下「市街化調整区域」という。)」を加え、「地域」を「区域」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 市街化調整区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域であって、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年阿見町条例第13号)第3条第2項の規定により公告された区域

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町都市計画税条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち次の各号に掲げる区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）による改正前の同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行された地域</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち次の各号に掲げる区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域（以下「<u>市街化調整区域</u>」という。）のうち、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）による改正前の同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行された区域</p> <p>(3) <u>市街化調整区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域であって、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例（昭和62年阿見町条例第13号）第3条第2項の規定により公告された区域</u></p> <p>2～4 (略)</p>	

議案第13号説明資料

条例改正の概要

阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の改正による公共下水道の受益者負担金の負担区（第6負担区）の設定に伴い、公共下水道の受益者負担金の負担区である筑見地区に令和5年度（公共下水道の受益者負担金の負担区の公告があった翌年度）から都市計画税を賦課するにあたり、阿見町都市計画税条例を改正したものである。

主な改正点

第2条第1項第3号を追加することに伴う都市計画税の課税区域変更に関する規定の整理。